

平成23年5月9日

女川町長 安住宣孝 殿

女川町復興計画策定委員会

会長 鈴木 浩

(公印省略)

女川町復興計画策定に係る復興方針について (中間答申)

平成23年5月1日付け、女企第5号で諮問のあったこのことについて、本委員会において協議、検討を行い、復興計画に係る復興方針を別添のとおり定めましたので中間答申いたします。

## 復興方針

### ■復興の基本的な考え方

復興の基本的考え方として、「安心・安全な港町づくり」「港町産業の再生と発展」「住みよい港町づくり」の3つの柱を掲げます。

「安心・安全な港町づくり」としては、港周辺部の土木構造物等の整備、津波避難対策の構築、防災上重要な施設の集約・拠点化、防災道路の整備など、「港町産業の再生と発展」では、町の基幹産業である漁業の早期再開、新たな雇用の創出、観光の再生・創出など、「住みよい港町づくり」では、安全な居住地の確保、医療機関、福祉施設の集約・拠点化などに取り組みます。

#### 安心・安全な港町づくり《防災》

- (1) 港周辺部の土木構造物等の整備
- (2) 津波避難対策の構築
- (3) 防災上重要な施設の集約・拠点化
- (4) 学校等避難所の機能の強化
- (5) 防災道路ネットワークの整備
- (6) 自立型エネルギーの整備
- (7) 地域防災力の強化・意識啓発の推進
- (8) 災害遺構の保存等
- (9) 地域防災計画の見直し

### 復興の3つの柱

#### 港町産業の再生と発展《産業》

- (1) 水産業の応急復旧による早期再開
- (2) 漁港の再整備と水産業の再生
- (3) 商工業の再生
- (4) 新たな雇用の創出
- (5) 観光の再生・創出

#### 住みよい港町づくり《住環境》

- (1) 町中心部の安全な居住地の確保
- (2) 離半島部の安全な居住地の確保
- (3) 恒久住宅の供給・再建
- (4) 公共交通機関の再開・整備
- (5) 歴史的遺構・伝統的文化の回復
- (6) 医療機関・福祉施設の集約・拠点化

### ■復興方針で想定する期間

復興方針で想定する期間は、復旧期（2年）、基盤整備期（3年）、本格復興期（3年）の計8年間とします。

